

第4回 教育研究評議会記録

日 時 平成17年9月28日(水) 13:30~16:10

場 所 柏原キャンパス事務局棟 大会議室

出席者 稲垣学長, 長尾, 栗林, 椎, 福岡, 石田, 横山, 木立, 三木, 磯村, 入口
越桐, 宮野, 伊藤, 定金, 高橋, 奥埜, 安井 評議員

陪席者 下谷監事, 西監事

開会に先立ち, 新たに委員となった椎理事及び三木附属学校部長が紹介された。
冒頭, 第3回教育研究評議会記録(案)の確認が行われ, 了承された。

議題

(1) 平成17年度教員人事について

稲垣学長から, 資料に基づき昇任人事10件及び大学院担当1件が提案され, 原案どおり了承された。

(2) 平成17年度教員昇任計画について

稲垣学長から, 資料に基づきポスト振替による昇任計画3件が提案され, 原案どおり了承された。

なお, 主な質疑は次のとおりである。

<主な質疑>

- ・今後, ポスト振替による昇任については, 全学への公募制度により個人で応募できるようにした方がよいとの意見があった。

(3) 「4年間積み上げ方式の体系的な教育実習」の実施について

稲垣学長より, 教員養成課程で一定の検討を行った上で, 評議会に諮りたい旨の説明があり, 次回以降の評議会で審議することとなった。

(4) 教育研究組織の見直しについて

稲垣学長から, 資料に基づき説明が行われ, 原案の方向で各部局における検討作業を進めることを確認した。

主な質疑は次のとおりである。

<主な質疑>

- ・大学院教育学研究科の見直しについて, 元々, 教科系列を括る系列型の専攻で提案されていたが, 結果的に現行の教科型として編成することになった経緯を説明いただきたいという質問に対して, 次のとおり答弁が行われた。

教科間のつながりを教員養成教育および大学院教育の中でどう位置づけるかが課題となる。教科の専門性や指導力の育成という観点を考慮すれば, 小学校教員養成と中学校教員養成の問題に絶えず直面する。系列型は小学校教員養成を念頭に置いて

た概念である一方、中学校教員養成は教科型が該当する。しかし、大学院における教員養成を考えた場合、小学校、中学校両方を視野に置かざるを得ない状況である。

このような状況を踏まえつつ、定員充足をどのように確保していくのかという観点から、系列案を提示した。これについて教員養成課程で検討いただいた結果、これまでどおり教科型が妥当との結果をいただいたので、これをもとに本日の案とした。

- ・教職大学院の創設を念頭に置いた場合、既設の大学院の在り方はどう考えるべきかという質疑に対して、次のとおり答弁が行われた。

これからの教員養成にあっては、大学が独自のカリキュラムで教師を育成するというのではなく、デマンドサイドである学校現場や教育委員会とサプライサイドである大学が連携しながら、教員養成を推進していくという考えに立つ必要がある。

このような状況のもとで、教育委員会が教職大学院をどう考えるかを十分突き詰めなければならない。大学と教育委員会の間で共通認識を形成しない限り、構想されている教職大学院は真に目指しているものにはなっていない。また、如何にして入学者を確保していくかも大きな課題である。様々な条件整備をしておかないと教職大学院を設置しようという決断に至ることは難しい。

併せて、平成17年度の教員養成GPとして「大学院における採用前プログラムの開発」が採択された。本学と教育委員会の連携プログラムとして、教育委員会と連携した本学の提案が高く評価されたものと理解している。学部で基礎的な教職教育を受けた学生が、更に大学院で教職能力を高めていくことを全学的な取組として明確に打ち出していきたい。昨今の教員需要増加の中で、あえて大学院に進学して教職能力を身に付けようという高い志を持った学生をどう作り出すかということが課題となる。

- ・教職大学院の方向性が決まらない中で、各部局が専修名を見直したとしても、逆に混乱するのではないかと懸念を持つという意見に対して、教職大学院の方向性が決まらない中であっても、上述の考えに立って専修見直し等に取り組むことをお願いしたい。イメージとしては、現行の大学院はアカデミックスタッフで担う大学院であり、学部での養成教育を踏まえた第2段階の養成教育として位置づける。一方、教職大学院はプロフェッショナルスタッフが担う大学院であることを想定していると答弁が行われた。

- ・本学でいう教科教育専攻を独立して設定した場合、専修の概念とはどういうものを表すのかという質疑に対して、専修には定員は設けていない。あくまで専攻に定員を設定している。例えば、3専攻を合わせた定員の設定ができるかといえば、現在の制度では不可能である。また、専攻に定員を設けない制度も不可能である。したがって、定員を持つかどうか専攻が成立するための大前提になる。その上で、専攻内にどのような区分が必要であるのか。学生の受入れ、カリキュラムを研究指導や運営の観点から、現状に対する抜本的な見直しを進めてもらいたいと答弁が行われた。

- ・教育上の必要性や教育研究水準の維持の観点から教員配置を切り換えていくシステムを保証するべきであるという意見に対して、現在取り組んでいるのは、教員不補充を前提とする各年度の配置計画を具体化する取組みに過ぎない。しかし、今後は

重点強化する分野を明確にしなが、新規配置を進めていかなければならない。この場合であっても、採用計画は、まず講座から部局長を通じて学長に提案され、評議会で審議される。この一連のプロセスで、具体的に専門分野の切り替えが立案検討されるものと考えているとの答弁が行われた。

- ・教員組織の一体化についてどのように考えているかという質疑に対して、次のとおり答弁が行われた。

学校教育法の改正により講座や学科目という制度が廃止され、今後は各大学が独自で教員組織を編成していくことになるが、本学にあっては現在の3部局体制を維持していくことを考えている。ただし、限られた人的資源をもって、大学全体の力を高めていくためには、教員組織の最も有効な在り方を追求しなければならない。

その中で、部局を越えた連携体制の模索が課題となる。連携体制の実現には、各部局の相互理解が必要であり、例えば、どの分野に資源を投入していくのかという観点で、教員人事の流動化を進めることや、学内で部局合同の研究チームを設置することなどを検討しなければならない。

(5) 外部評価規程の制定について

栗林理事から資料に基づき下記議案の説明が行われ、原案どおり了承された。

- ・国立大学法人大阪教育大学外部評価規程（案）

<主な質疑>

- ・第2条の外部評価は学長が実施するというのはおかしいのではないかという指摘に対しては、親規程である組織評価規程第8条の学長の責務を踏まえた条文である旨の説明があった。

(6) 教育研究評議会の運営に関する細則の制定について

稲垣学長から資料に基づき概略説明が行われた後、古川総務課長から補足説明が行われ、審議の結果、原案第6条の「その他の者」が拡大解釈される恐れがあるとの意見が出され、次回評議会で再度議題とすることとなった。

報告事項

- (1) 平成17年9月30日付け学部卒業予定者について
- (2) 平成17年9月30日付け大学院教育学研究科（修士課程）修了予定者について
- (3) 平成18年度大学院教育学研究科（修士課程）入学試験合格者について
- (4) 各種GPの申請結果について
- (5) 中之島サテライトキャンパスについて
- (6) 平成16年度業務実績に関する評価結果について
- (7) 平成18年度研究生出願要項について
- (8) ソウル教育大学校との学術及び学生交流に関する協定について
- (9) 教員の講座間異動について

(1)～(3)については長尾理事から、また(4)～(9)については稲垣学長から資料に基づき説明が行われた。

また、(9) について、稲垣学長から、下記のとおり平成17年10月1日付で教員の講座間異動を行う旨の報告が行われた。

○教育実践総合センター 助教授 森 田 英 嗣



○実践学校教育講座 助教授 森 田 英 嗣

以 上